

その他の繊維工業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	15～ 16	会社内において製綿作業中、カード機についた綿ゴミを取ろうとした際、右手示指の先端をカード機のブイベルトに挟まれ負傷した。	68	10 ～ 29
1	8～9	機械を止めロープ製造機に油を注ごうとしたが、油の注ぎ口が下を向いていたので手袋をしたまま注ぎ口を上に向けようとした際、止めたと思っていたが完全に切れていなかったのか、機械が動いた瞬間に手袋が巻き込まれ負傷した。	33	10 ～ 29
2	11～12	集塵機を調査中に事故が発生した。依頼により集塵機の風の流れを調査した。ライン停止時に一時的に運転させた集塵機の、換気扇の一基に手を近づけた際、左手人指し指及び親指を吸い込まれた。	41	1～ 9
2	15～16	工場内にある織機内の本体と送り出しの間に、しゃがんだ体勢で後向きに入り、通常では行わない方法で糸を繋ぐ作業をしていた時、動いているシャフトに右そでがからまって、右腕を負傷した。（運転中の機械）	63	1～ 9
4	18～ 19	フィルター加工場内1階作業場にて、Φ18長さ1400mmの鉄パイプ50本を台車に載せて搬送中に、被害者が無理に横から引き動かした際にバランスが崩れ、鉄パイプごと台車が被害者の右足の上に倒れ、右第一中足骨を骨折した。	36	30 ～ 49
6	8～9	第一工場内において、機械（スーパーカッター）で材料の裁断を行っていたところ、材料の一部がローラーに貼りついてしまい、それを除去する為に手を入れたところ、機械の電源を落としていなかったため刃が下りて来て、左手の指3本（中指、薬指、小指）を切断してしまった。原因としては、安全カバー及びセンサーが取り付けられていなかった事、機械の電源を落とさずに機械の確認をしてしまっ	33	10 ～ 29

		た事が考えられる。		
6	17～ 18	工場にて、終業前の点検・清掃をしながら、反毛作業をしていたところ、誤って左手がVベルトに触れてしまい、左手中指、小指等を負傷した。	60	1～ 9
7	8～9	当社、工場内に於いて、コンベア上の鋳物（砂付）をホイストクレーンで吊り上げるために、積み置きしていた鋳物を左手で引っ張った際、勢い余ってコンベアのエッジにつかまっていた右手（中指、薬指）の方へ倒れて、鋳物とコンベアに挟まり、負傷したものの。	40	50 ～ 99
7	14～15	手動のハンドリフトでプラスチック製のパレット（高さ15cm、幅・奥行100cm）にダンボールケース2ケース（約100kg）を移動作業中、ハンドリフトを所定の位置に置く際に、パレットの前方で所定の場所に誘導していたところ、パレットを下に降ろした際に過ってパレットが右足にのってしまい、負傷したものの。	51	10 ～ 29
9	12～ 13	繊維機械（VF-OPENER）の残綿を除去する為、停止スイッチを押した、停止から10分経過したと思い扉から手を入れ残綿を除去しようとしたが、まだシリンダーが回転していた為、左手親指、人差し指、中指を損傷した。	49	50 ～ 99
11	17～ 18	当社構内において終業時近くの掃除準備のため構内を見回り中、反毛機の横で上体反転移動の際に、右手に着用していた皮手袋の中指、薬指先端の余り部分が、不注意に機械歯車に触れてしまい、咄嗟に引き抜こうとしたが巻き込まれ、歯車間で中指先端及び薬指上部を詰めてしまったものである。	20	1～ 9
11	9～ 10	不織布製造ラインのスパイクコンベアの綿クズを除去する作業中、通常ならツイストガンを使用するところ、手で作業してしまい、スパイクコンベアとそのローラーに左手を巻き込まれ負傷した。	61	50 ～ 99
12	16～17	工場内において、担当仕上機械の生地通し替え作業中に生地に添えていた左手先が金属ロールと樹脂ロール間の約1cmの隙間に巻き込まれてしまった。	44	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html

